

令和 7 年度 学校いじめ防止基本方針

堺市立鳳南小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、いじめ防止等に取り組む。

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法において、以下のように定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」を作らないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

（ア）いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題を克服していくためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点は何よりも重要である。

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①人権教育をととして、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるよう、全ての教育活動をととして豊かな人間性を育む。
- ②道徳教育をととして、命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育む。
- ③児童の居場所と出番のある授業づくり、学級づくりを中心に全ての教育活動において、自尊感情を高め、自他を大切にする心情を育む。
- ④教職員一人ひとりが、日頃から児童理解に努め、児童が発するサインを見逃さず、児童の変化をとらえていじめを見抜く力を身につけるため、教職員研修に取り組む。
- ⑤子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑥いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、子どもたちがストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑦地域や関係機関と必要に応じ情報交換を行い、日常的な連携を深める等、いじめやトラブル等の未然防止に向けた指導を推進する。
- ⑧下記の4点をはじめとする特に配慮が必要な児童生徒については、適切な支援、関係機関等との連携をはじめ、組織的な対応を行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある子ども
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる子ども
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る子ども
 - ・東日本大震災により被災した子ども、又は原子力発電所事故により避難している子ども

(イ) いじめの早期発見

いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、けんかや遊び、ふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いので、ささいな兆候であっても見逃さないように努める。また、背景にある事情や人間関係を考慮した上で、いじめかどうかを判断し、学校・家庭・地域で連携して全力で実態把握に努める。

「いじめ対応チェックシート」等の活用によりアンテナを高く保つ。あわせて、定期的な「いじめアンケート」や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(ウ) いじめの早期解決

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守りとおすとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係・専門機関との連携のもとで取り組む。また、指導後もいじめが解消したと捉えずに少なくとも3カ月以上いじめの行為がないか、被害児童が心身の苦痛を感じていないか、様子を注意深く見ていく。

2 いじめ防止のための校内組織

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務、生徒指導主事、不登校対応担当、人権教育推進担当、当該学年主任、当該学級担任を構成員とし、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。(必要に応じて校長の求めで他の構成員を招集する。)

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

3 関係機関と相談窓口

<関係機関>

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・子ども相談所 | TEL 072-245-9197 |
| ・堺西警察署 | TEL 072-274-1234 |
| ・堺少年サポートセンター少年育成室 | (大阪府警察本部少年課) |
| | TEL 072-274-2355 |

<児童生徒のための相談窓口>

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ・学校教育部生徒指導課 | TEL 072-228-7436 |
| ・電話教育相談こころホーン | TEL 072-270-5561 |
| ・面接相談(電話予約) | |
| ソフィア教育相談 | TEL 072-270-8121 |
| ふれあい教育相談 | TEL 072-245-2527 |
| ・ネットによるいじめ | インターネットで『堺市 STOP ネットいじめ』を検索 |

4 重大事態への対処

いじめの「重大事態」は法において、以下のように定められている。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合）
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、法第28条1項に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

重大事態への対処に当たっては、いじめの被害を受けた児童や保護者からの申立てがあった時は、調査を行い適切かつ真摯に対応する。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても教育委員会に迅速に報告する。

5 ネット上のトラブル対応について

携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及に伴うインターネットを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、情報モラル教育やネットいじめ防止プログラムを実施し、ネット上でのトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

さらにネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺西警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 いじめ防止に関する年間指導計画

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組等	教科等関連	担当者等	連携機関等
4	入学式 1学期始業式 学習参観・懇談会 家庭訪問	児童情報交換会 全体指導 支援学級啓発授業	 道徳	校長 新・旧担任 生徒指導主事 学級担任 学級担任 ひまわり・学級担任	
5	家庭訪問 体育大会	支援学級啓発授業	道徳	ひまわり・学級担任 ひまわり・学級担任 各学年	

6	学習参観	いじめ防止のためのアンケート 多文化共生教育	生活・総合・道徳	ひまわり・学級担任 ひまわり・学級担任 学級担任	
7	個人懇談会 1学期終業式	<u>いじめ・不登校対策委員会</u> 非行防止教室 情報モラル教育 全体指導 夏季研修	特別活動 道徳	<u>委員会構成員</u> ひまわり・学級担任 6学年 学級担任 生徒指導主事 生徒指導主事	SSW・SC 警察署
8	2学期始業式	全体指導		生徒指導主事	
9	臨海学校 学習参観・懇談会	支援学級との交流会 非行防止教室	総合・特別活動 特別活動 特別活動	5学年 ひまわり・学級担任 5学年	警察署
10		CAP プログラム SAFE プログラム 支援学級との交流会	特別活動 特別活動 特別活動	4学年 1・2学年 ひまわり・学級担任	CAP センター
11	土曜参観 修学旅行	いじめ防止のためのアンケート <u>いじめ・不登校対策委員会</u>		ひまわり・学級担任 担任・生徒指導主事 <u>委員会構成員</u> 6学年	SSW・SC
12	個人懇談会 2学期終業式	ネットいじめ防止教室 情報モラル教育	道徳 道徳	4学年 学級担任 ひまわり・学級担任 生徒指導主事	
1	3学期始業式	支援学級連絡会		生徒指導主事 ひまわり・学級担任	
2	学習参観・懇談会	いじめ防止のためのアンケート 幼稚園・保育所交流会	特別活動	担任・生徒指導主事 1学年 ひまわり・学級担任	
3	卒業式 修了式	<u>いじめ・不登校対策委員会</u> 6年生を送る会 情報モラル教育	特別活動 道徳	<u>委員会構成員</u> 児童会・各学年 学級担任 校長・6学年 生徒指導主事	SSW・SC

※「いじめ・不登校対策委員会」については必要に応じて随時設置するものとする。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力